「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成24年10月18日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室(新館10階)

参加者等

司会者 西 野 吾 一 (千葉地方裁判所刑事第5部判事)

裁判官 赤 松 亨 太 (千葉地方裁判所刑事第5部判事)

裁判官 中 馬 慎 子 (千葉地方裁判所刑事第5部判事補)

検察官 滿 生 恒史郎 (千葉地方検察庁検事)

弁護士 菅 野 泰 (千葉県弁護士会所属)

弁護士 本 宮 秀 樹 (千葉県弁護士会所属)

裁判員経験者1番 男

裁判員経験者2番 女

裁判員経験者3番 女

裁判員経験者4番 男

裁判員経験者5番 男

裁判員経験者6番 男

裁判員経験者7番 男

裁判員経験者8番 男

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】 それでは,始めさせていただきます。

私,今回,司会を務めさせていただきます西野と申します。よろしくお願いいたします。現在,千葉地方裁判所の刑事第5部で裁判長を務めておりまして,今年の4月から裁判長をしております。裁判員裁判の件数でいうと,9件ぐらいの件数を今までにやってきております。

千葉地裁では,ほかの地方裁判所でも同じなんですけれども,皆さんの意見あるいは御感想をお聞きするというため,この裁判員経験者の意見交換会というものを定期的にやっております。月1回,場合によると月2回という感じでやっております。今回も皆さんの御意見を伺って,今後の参考にできればと思っております。

先ほど申し上げたとおり,私自身,裁判員裁判の経験が豊富とはちょっと 言えないということもありますので,今回,皆さんの御意見を頂いて,自分 自身の勉強になるいい機会だと考えておりますので,楽しみにしております。

今回は,裁判員裁判が行われた事件の中でも,複数の犯罪事実で起訴された事件を担当された裁判員の方々に,お越しいただけませんかというふうにお声掛けをしまして,その結果,本日,天気もあまり良くない中で8人の方に来ていただいたということであります。感謝申し上げるとともに,よろしくお願いいたします。

今日の会議の全体の進行ですけれども,意見交換の時間は2時間ほどを枠を取ってあります。途中,真ん中ぐらいで1回休憩を入れたいと考えております。

そうしましたら,続いて,同席させていただいています裁判官,検察官, 弁護士さんの方から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは,裁判官からお願いします。

【裁判官赤松】 千葉地方裁判所の刑事5部の裁判官をしております赤松

と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今後の裁判員裁判がより良いものになるようにということで,個別の事件でいるいる工夫しておるところではありますけれども,なかなか皆さんのニーズなんかをうまく吸い上げられていないようなところもあるかと思いますので,本日は皆さんの率直な忌憚のない御意見を頂いて,今後につなげていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【裁判官中馬】 同じく千葉地方裁判所の刑事第5部で左陪席の裁判官を しております中馬と申します。よろしくお願いします。

私は今年の1月からこの千葉地裁で裁判官をしています。裁判員裁判が多い裁判所でもありますし、皆さんの意見を伺って、より良い裁判員裁判にしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

【検察官滿生】 千葉地方検察庁の検事の滿生と申します。

千葉地検では、起訴した事件について適正な処罰と適正な量刑を求めるために、どのように裁判員の皆さんに事件の内容について立証活動を行っていくか、日々工夫しております。この機会を生かして、今後更により良い立証活動を行うための意見を御頂戴したいと思いますので、よろしくお願いします。

【弁護士菅野】 弁護士の菅野と言います。

裁判員裁判の経験は8件ですが、弁護士としての経験は、ここにいらっしゃるすべての方よりも一番多いかなと、約40年ちょっとやっているので。 ただ実際、新しい裁判員裁判に自分がついていけているのかどうか、非常に不安なところがあります。

今日,皆さんからいろいろ意見を聞かせていただいて,弁護士の方から質問するという機会もあるようですので,これから自分がやる場合の弁護活動を工夫していきたいというふうに考えていますので,よろしくお願いします。

【弁護士本宮】 同じく弁護士の本宮と申します。

弁護士としての経験は6年目になりました。裁判員裁判の経験自体は,変わったものでいえば通貨偽造のようなものであるとか,承諾殺人と一緒になったもの,建造物侵入のようなものだとかもあるんですけれども,あとは多いのは,やはり千葉ですので覚せい剤の密輸入というものが数件あるといったところになります。あと強盗致傷なんかもあります。

まだまだ弁護士としての経験も浅いんですけれども,裁判員裁判自体には 非常にやりがいというか,一般の方に弁護人の主張を分かっていただけるよ う,これからも努力していきたいと思っておりますので,今日の意見交換会 でもいろいろと得られるものがあれば,また持ち帰って,研鑽していきたい と思いますので,よろしくお願いいたします。

【司会者】 ありがとうございました。

今,皆様のお手元に1枚の紙が置いてあると思います。事前に「話題事項について」ということで紙をお配りしていると思いますけれども,ここには,項目だけを書き出したような感じで今日の進行予定を書いております。

今,1番目の自己紹介,全体的な感想というところの途中をやっているところなんですけれども,法律家の出席者からの自己紹介というのが終わりましたので,これからは裁判員の方々からの自己紹介と全体的な感想というのをごく簡単に一人ずつ伺いたいと思います。

この紙の下の段には「参加者が担当した事件」という表になったものがありますけれども、これは今回参加いただいた方が御担当いただいた事件の一覧表です。例えば1番の方ですと建造物侵入、強盗、強盗致傷事件で、事案という所はそういうことが書いてありまして、右側の主な争点という所で、1番の方が参加された事件は、事実は争いがなかったけど、量刑が大きな争点だったと。2番の方ですと、強盗致傷、覚せい剤取締法違反の事件ですけれども、強盗の事前共謀、強盗をあらかじめ一緒に実行しようと、そういう意思を通じ合っていたとか、大ざっぱにそういったことですけれども、そう

いったことがあったかどうかということが争点になったということを書いております。これを御覧いただきながら、それぞれ皆さんのお話をお聞きできればと思っております。

そうしましたら,自己紹介の代わりといっては何ですけれども,どんな事件の裁判員裁判をされたかということと,簡単で結構ですけれども,全体的にまずどういった感想などをお持ちになられたかということをおっしゃっていただければと思います。また細かい点は追って詳しく伺っていきたいと思っております。

そうしましたら, 1番の方から順番で番号順で自己紹介等を伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【1番】 よろしくお願いします。私が担当した事件は,建造物侵入,強盗致傷で,本人が認めていたので,量刑だけを決めるような裁判だったので, そんなにプレッシャーはなくて,素直な感想ですと,いい経験をさせていただいたなという感想はあります。

ただ,ほかの方みたいに,6番と7番の方のように,故意うんぬんとか否認しているような事件だと,多分大変だったんだろうなという感想は率直にありました。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。2番の方,お願いします。

【2番】 主な争点は強盗の事前共謀の成否だったんですけれども、被告人が確か2名いて、一人が主犯で、もう一人の方は共犯という扱いだったんですけれども、その共犯の方と主犯の方で最初から計画的だったか、若しくはその場で行きずりという形だったのか、それによって刑務所に入る時間が異なるということだったんですけれど、正直、裁判所は怖かったですね。

被害者は来ていなかったんですけれど、被告人はもちろん、被害者の方も また運命が変わる可能性があるということもありましたし、そう考えると、 やっぱり自分たちで決めるというのは怖いんですけれど、でも、終わった後 は,いい経験だったなというふうに思えたので,良かったと思います。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。それでは,3番さん,お願いします。

【3番】 よろしくお願いします。

私が携わった案件は、強盗致傷、強盗、強制わいせつ、強盗未遂で、被告人が3名いらっしゃいまして、それから犯行に及んだ日にち、それも全部合わせると10日以上の案件で、量的には大変なものがありました。

自分が裁判員候補で選ばれたときに、信じられない気持ちが大きかったんですが、裁判員制度が実際行われているということをだんだん認識しまして、実際こちらの方に赴きまして、裁判の審理に携わるようになってからは、日ごとに自分が携わっている事件にのめり込んでいく、そんな毎日になっていました。

やり終わった感想としましては、二度とやりたくない、嫌だ、どちらでもいい、是非機会があればもう一度やってみたいに大きく三つ分類すると、一番最後のまたやってみたいという、そういう気持ちですっきり終わることができました。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。それでは,4番の方,お願いします。

【4番】 よろしくお願いします。自分がやった裁判なんですが、1番の方と同じで、被告人が罪をすべて認めていまして、でも、自分的には、その被告人に関しては、前にも事件を起こしていまして、過去に何回も刑務所に行ったりという経験がありまして、それで自分が裁判員をやって、この人に自分が刑を決められるのかどうかというのが一番やっぱりやっている最中に不安になりました。

それで結局,被告人もすべて認めているので,それを認めたことによって, やっぱり刑が少しでも軽くなってしまうんじゃないかという,そういう不安 を感じまして,それで量刑という,かなり重い刑にはなったんですが,この 被告人が刑務所を出てきてからまた起こすんじゃないかという,自分も多分, その被告人が刑務所から出てきたときにはもしかしたら生きていると思いま すので,それでまた同じ名前を聞きたくないなというのが一番印象的でした。

それで、裁判員に関しては、またやってみたいなとは思うんですが、自分が決めた刑でまたもし仮に犯罪を起こしたら嫌だなという意見も自分の中で思ったので、いい経験にはなったと思うんですが、やりたいか、やりたくないかというと、やってみたいなとはまた思うんですが、だけど、同じ繰り返しを被告人の方には起こしてもらいたくないと思いました。以上です。

【司会者】 ありがとうございました。そうしましたら , 5 番の方 , お願いします。

【5番】 皆さん,初めまして。よろしくお願いします。

今回,私が担当しましたのは,麻薬特例法違反,覚せい剤取締法違反になります。今回,被告人がやった罪はかなり重いことかと思うんですけれども,被告人からしてみれば,自分の生活費を稼ぐために,ちょっとしたミスじゃないんですけど,ポカミスで犯したことじゃないかなという結果になりました。

この被告人もですね、前科もなく、奥さんがいるということで、今後は二度とこのような事件がないように、出所したら、豊かなというか、生活に励んでいってもらえればなという気持ちで、いい結果に終わりました。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。では,6番の方,お願いします。

【6番】 私は6番で、故意に入れたかどうかという麻薬ですね、これが被告人は麻薬ではないというつもりでやったというようなことを言っていたんですけれども、その辺が一番論点で、ちょっと1日ぐらい、多分余計に日にちを延ばしたんだと思うんですけれども、本当に知らなかったのか、それとも知っていて入れたのかということが一番論点ですけど、ただ、捕まって

いるのが、覚せい剤を使用して捕まっているんですよね。

それで2回ぐらい捕まっていて、その辺が心情的には、知っているだろうというような感じで最初は自分の方の頭にあったんですけど、いろいろとやっていて、それを一度拭い去って、事実ですよね、どうかということで大分論議したんですけれども、最終的にはやはり、言っている意見がちょっと無理があるんじゃないかということで、知っていたということで私どもは結論を出したんですけれども、かなりの、量も量なんです。

自分たちびっくりするような量を見せてもらったんですけれども,驚いたんですけど,こんなものをよく持ってこられるなと。それに,これだけの量がほかで売られたりなんかしたときにはどれだけの被害が出るんだろうと。ちょっと恐ろしいような,何か刑事物,よくテレビでやっているような,一つできるんじゃないかというような感じの事件だと思います。

ただ、殺人とか、そういうのでなくて、私が思ったのは、良かったなというのはあります。ま、やってみたら、もう1回選ばれたら、時間があったらやってみたかった。ただ、死刑とか何かありますよね。そういう重いやつはやりたくないなという気持ちです。それが意見です。はい。

【司会者】 ありがとうございました。そうしましたら,7番の方,お願いします。

【7番】 よろしくお願いいたします。私も7番の案件なので,麻薬の密輸ということで,初めてその案件を聞いたときは,現行犯で捕まっているわけだし,これはそれこそシンプルなのかなと思ったら,そんなことなくて,二つありまして,一つは,やらせた人という位置付けだったということと,もう一つは,ずっと「お茶だった」と言っているものですから,「お茶だった」とずっと言い続けると,一生懸命皆さん検察官が立証しているわけですけど,開き直られると大変だなというのがまず一つ。

あと、最後は否認している人に、いや、あなたはやったんですよという結

論に至ったので、そういう意味ではちょっと、市民感覚からどう考えてもやってたんですけど、揺らぎはなかったんですけど、否認している人に何かこうあれをするというのはちょっとやはり重たいものがありました。

ただ、同じようなことをおっしゃっている方もいらっしゃいましたけど、ちょっと血なまぐさいやつじゃなかったので、そういう面で、何か映像を見るのも旅行かばんだったり、お茶の缶だったりとかいう画像でしたので、そういう面でのストレスとかはなかったんですけれども、もし違った形のちょっと血なまぐさい画像だったら、もっと大変だったろうなという印象を受けました。

あとは、裁判員の感想ですけれども、私も非常にいい経験をさせていただいたなと思います。実際、裁判員の内容、システムと関係ないかもしれないんですけど、仕事でもなく、またプライベートでもない公の役割というのも通常あまりないものですから、ちょっと新しい発見というか、非常にいい経験をさせていただいたなというふうには思っております。以上です。

【司会者】 ありがとうございました。では,8番の方,最後になりますけど,よろしくお願いします。

【8番】 初めまして,8番です。よろしくお願いします。

自分は約3週間という結構長い間の裁判員だったんですけれども、そういうストレスとかも何も感じず、自分も印象的には、裁判長や裁判官の方が事細かくすごいいろんなことを説明していただいて、自分もスムーズに聞けることができて、単純に自分はすごくいい経験ができたなという感じでした。

審理だったり、評議だったりとか、いろんな初めての経験があったんですけれども、本当にものすごくきちんと全部聞くこともできましたし、全部終わってからも気持ちよくこの裁判員というのを経験できたなというのは単純に思いました。また裁判員のことが来たら、是非ともやってみたいというのが第一の感想だと思います。以上です。

【司会者】 ありがとうございました。

自己紹介と全体的な感想ということは以上にいたしまして,2番目ですね,審理のわかりやすさについて入っていきたいと思いますけれども,事前にも「話題事項について」ということで紙を送らせていただいていますけれども,審理についてということで,法廷で見たり聞いたりした場面,そこについての感想なり,お考えを伺いたいと思うんですけれども,まず,証拠ではなくて,検察官や弁護人から自分たちはこういう事件と見ていますよとか,最終的な結論のところでもこういうふうに考えていますというような,いわばプレゼンテーションがあったと思うんですけれども,その辺の検察官と弁護人の説明ですね,この辺について分かりやすかったかのか,分かりにくかったのか,あるいはそれ以外の点でもいいんですけれども,何か感じられたことがありましたら伺いたいと思いますが,いかがでしょうか。

【6番】 弁護人の方で、検事さんも一緒なんですけれども、私は素人なので、説明が長いと眠たくなっちゃうんですよね、少し。それがちょっとつらいなという感じで、もう少し要点的なものだけで、多分要点的なもので御説明しているんだと思うんですけど、私たちが20分とか30分とかやられると、ちょっときついな、眠たいなというような感じで、緊張がそこまで続かないという感じがしたんです。

【司会者】 長かったと。

【6番】 そうですね。分かりやすいことは,ものすごく多分私たちに素人に分かりやすいようにやっていただいているのは分かるんですけれども,ちょっと長くてあれだなという,緊張がちょっとそこまで続かないなという感じがしました。

【司会者】 ほかの方も,同じように長かった,あるいは自分にとっては 短かった,いや,ちょうど良かった,いろいろあるかもしれませんけど,い かがでしょうか。 【7番】 工夫されて,長い文章を細切れにしてディスプレーされて,非常に配慮していただいたとは思うんですけど,私の担当はちょっと時系列というか,時間軸がいろいろあったものですから,またそういったところの時間軸の矛盾なんかを指摘するとか,そういうのもあったりしたので,例えば画面のプレゼンとかも,字だけじゃなくて,相関図とか時間軸が分かるような,よくニュースなんかで事件のときって何かあるじゃないですか,AさんとBさんがいてみたいな,そういったちょっと視覚的な。文字だけだと順番が分からなくなってくる方がいらっしゃったりしたので,人の相関と時間軸が分かる図というか,相関図みたいなのがあったら良かったかなと。

【司会者】 出来事の流れを大ざっぱに分かるようなものという感じですかね。

【 7 番 】 はい。

【司会者】 それは検察官も弁護人もどちらもなかったということだったんですか。

【 7番】 はい。一つ一つのトピックスを分かりやすくまとめて,ぽんぽんぽんと,非常に長い文章が分かりやすくはなっていたんですけど,そういう視覚的なものがあると良かったかなと思います。

【司会者】 なるほど。ありがとうございます。

ほかの事件を経験されて,事件の数が多い事件もありましたので,逆にそういった表みたいなものが用意されていて,それが分かりやすかったとか, 分かりにくかったとか,あり得るのかなという気もするので。

4番さん,お願いします。

【4番】 事件に関しては、いろいろ事件の内容が書かれて分かりやすかったんですが、被告人の方が聞いていないこともぺらぺらしゃべってしまうというか、答えてしまうので、弁護人がかなり困っていることが時々ありまして、それで、そこは言わなくてもいいだろうみたいな雰囲気になっている

ことがあったので、そういうふうになってしまうと、自分たちも裁判員をやっていまして、弁護人が困った顔をすると、自分たちも評議するに当たって、あっ、そこは本当は関係なかったのか、それとも関係あったのか、何か分からなくなってしまうところがあったので、そういうのをちゃんとしてもらいたいかなと自分は思えたんですが。

それで、検事さんに関しては、最終のときに、内容は忘れてしまったんですけど、すごい立派に感動するようなことを述べられまして、それで自分たちも、ああ、やって良かったなという気になりました。以上です。

【司会者】 事件は大きく分けて8件ぐらいあったと思うんですけれども, それぞれどういう事件かというのは一覧表みたいなものは用意されたんですか。

【4番】 そうですね。一応説明は事前にいろいろ聞いていましたので、その辺では分かりやすかったんですが、それで被告人もすべて正直に答えていましたので。ただ、そこに書いていないことまで言ってしまったということで、弁護人がちょっと止めに入るような場面もあったので、その辺も、自分たちにとってみれば、あっ、まだほかにもあったんだ、事件がほかにもやっていたんだみたいな雰囲気になってしまったので、その辺を自分たちが刑を決めるに当たって、何かちょっと心配になったということもありました。

【司会者】 ありがとうございます。では,3番の方,お願いします。

【3番】 私も、同じように被告人A、B、Cと3名いて、表がちゃんとできていたんですね、分かりやすく。何月何日の事件は被告人誰と誰と誰で、どういう事件の内容で、例えば取ったお金は幾らとか、どういう傷害事件を起こしたとか、とても日にちごとには分かりやすく書いてあったんですが、ただ、審理する中で、被告人Aさんが例えば犯した事件、何月何日どういうもの、全部表にして、被告人Bさんも同じく何月何日、何月何日、何月何日、どれだけの傷害、どれだけの金品を強奪したか、そういうのを被告人ごとに

表にしてくれたのが一つあると、とても分かりやすかったです。

ー々全部めくって,めくって,めくって,自分で計算してみたいな形になったので,どの被告人がどれだけのものをやったかというのがなかなか把握 しにかったです。

【司会者】 そうですね。3番の方の事件は判決だけ私も見ているんですけれども、被告人ごとに事件が必ずしも同じじゃなくて、食い違っていたりするから、被告人ごとにまとめた表があると良かったなと、そういうことですかね。

ほかの方はいかがですか。8番さん、どうぞ。

【8番】 自分は逆に、多分検察官が作ってきた表だと思うんですけれども、全部色分けもしてあったし、事件ごとのものもあったし、その1枚ですべてが分かるような感じだったので、すごく自分は見やすかったし、やりやすかったと思います。

でも、審理のときなんですけれども、日本人じゃなかったというのもあって、通訳の方が入ったりして、一件一件の言葉を全部通訳を通してとかってやっているから、自分もものすごく長く感じて、集中力が切れていたじゃないですけど、一番最初、睡魔が襲ってくるのが一番で、聞いているのがもう精一杯で、弁護人を挟んで話して、また話して、弁護人を挟んでというのをずっとやっていて、共犯者の人とかも全然日本語が分からない方だったので、1回何かを挟んでいくと、そうしないといけないとは思うんですけれども、集中力が切れるというのが一番最初にすごく思ったことです。

【司会者】 ほかの方、いかがですか。2番の方、何かありますか。

【2番】 私の場合,強盗の事前共謀ということで,共謀者の方が,準備されていた資料とはちょっと違うというふうに裁判のときに言われてきて, それでちょっと混乱したときがありましたね。

事件から約半年以上経っていたこともあって、その当時のことはもう忘れ

ているんじゃないかとか,その共犯者が都合がいいように解釈した思い出ではないかということで,とりあえず元あった資料の方を重点的にしたんですけれど,人で話しているということで,そのところは食い違いが起きて,そのために混乱しました。

【司会者】 証拠の話かもしれないですけれども,今のお話は,要するに, 事前に共謀がなかったということを法廷で言っている話と,検察官に対しては,いや,事前にありましたみたいな話と,どっちを信用できるかということが問題になったところがあるんですね。

5番の方は,検察官,弁護人の説明で何か感じられたことはありますか。

【5番】 今回起きた事件も、被告人が犯した罪、全部正直に話していたので、検察官側とのやり取りもスムーズに行ったので、特に混乱したということはなかったです。

【司会者】 どちらも分かりやすくやっておられたということですかね。

【5番】 はい。

【司会者】 1番の方,いかがですか。何かありますでしょうか。

【1番】 今思い出すと、検察官がちょっと早口で、聞き取りづらいところがあったように記憶はしています。

あとやはり、僕の担当した事件も共犯者が何人かいて、3番の方がおっしゃっていたように、誰が何をしたかがたまに分からなくなっちゃって、目で見て、この人は運転手役、この人は何をしたとかいうのが紙なりやモニターで見れれば、もうちょっと早く分かりやすく自分の頭の中で整理できたのかなというふうには思います。

【司会者】 ありがとうございます。今,検察官,弁護人の事件に対する 説明,自分たちはどう見ているか,あと最後の結論として自分はどう考える かという意見のプレゼンが分かりやすかったかどうかという話だったんです けれども,次に,今ちょっと話に出てきましたけれども,証拠ですよね。 こういった証拠がありますということで、ディスプレーで証拠の内容を読み上げたりだとか、事件によっては証人が出てきて証人尋問したりとか、あとどの事件でも被告人から話を聞くという、いろんな証拠調べ、証拠と主張は分けて考えてくださいよというような多分説明があったと思うんですけれども、証拠調べの部分で理解しやすかったか、理解しにくかったか、それ以外の点でも何でもいいんですけれども、印象に残っているようなことは何かありますでしょうか。

2番さん,はい,どうぞ。

【2番】 私の場合,共謀ということで,言った言わないの世界になっていたので,それは本人が言ったということで混乱したんですけれども,本当に言った言わないかで刑が違ってくるところだったので,そこが難しかったですね。

結局は,渡された資料で判断することになったんですけれど,裁判所だけで判断するというのがここまで難しいことだとは思わなかったですね。

【司会者】 共犯者と二人で,二人被告人がいたと思うんですけれども, その二人の言い分というのは法廷で違ったんですか。それとも同じだったん ですか。

【2番】 あまり変わらなかったんですね。このとき,共犯者は最初は止めようよ,強盗致傷になると刑が重くなるから,それはやめたいというふうには訴えていたんですけれど,でも,お金がなかったから,バッグを盗むだけという状態だったらそんなに刑が重くならないからやると言っていた人だったんですけれど,それで最初は強盗致傷じゃなくて,本当にバッグを盗むだけという感じで終わらせるつもりだったという共犯者だったので。

【司会者】 ほかの方,証拠の部分,特に複数の事実とかで頭が混乱してきたとか,どの事件について証拠を調べているのか分からなくなってきたとか,何かそういったようなことはありましたでしょうか。

3番の方,お願いします。

【3番】 やっぱりすごく資料の量が多過ぎたかな。活字の資料があって, 読むのはいいんですけど,それを自分の頭の中で全然整理ができなくて大変 でした。大ざっぱには分かるんですけど,きちんと誰がいつどんな形で関与 したかというのを一個一個把握しないといけないので,すごく大変でした。

あと、件数も一杯あるので、全体的にまとまり感がつけられなかったんですね。分散しているというか、1個終わればまた1個みたいな、それがまた変な部分で重複しちゃっているので、重複の部分もありつつ分散しているしという形で、とにかく情報量、資料の量が多過ぎて大変でした。頭の中でごちゃごちゃになりました。

【司会者】 それはやっぱり、検察官が出してきた証拠がもうちょっと少なくても事件の判断はできたかな、そんな印象を持たれたということなんでしょうか。

【3番】 そうですね。わりと付属的なフォロー的な部分。

【司会者】 あまり本筋とは関わらないようなことも一杯出てきた,省けたんじゃないか,そんな印象,昔の事件ですのでそんなに細かいことは覚えていないかもしれませんけれども。

【3番】 もっとシンプルに,この部分だけでも十分把握できたかなみたいな。

【司会者】 3番の方ばかりに質問するつもりはないんですけど、私、いろいろ見て特徴と思ったのは、事件ごとに書類を調べた後に、被告人3人それぞれその事件についての話を聞いて、また別の事件について書類を調べた後に被告人3人について事件を聞いてという、こうやっていましたよね。

【3番】 はい。

【司会者】 そういうやり方というのは,ある意味で分かりやすいかもしれませんが,でも,先ほど,まとまり感がないみたいな,それが原因かどう

か分からないんですけれども、そのやり方はどういう印象だったでしょうか。

【3番】 事件についてはとても一つ一つ詳しく把握できるので、分かりやすかったです。ただ、10日間という中で、そういうのを繰り返し繰り返し、寝ては覚め寝ては覚めで、前やった事件のことは覚えているんですが、次の事件が頭の中に入ってくると、それをきちんきちんと整理して記憶してというのが、私も含めて、ほかの裁判員の方もその辺は「だんだん分からなくなってきた」という感じでおっしゃっていました。

【司会者】 14もあるんですから大変だとは思うんですけど。

ほかの裁判員を経験された方で,事件数が多いからという話じゃなくてもいいんですけれども,証拠というんですか,書類のプレゼンの仕方だとか,あと証人尋問の仕方だとか,被告人からの話の聞き方,さっき4番の方は,被告人が余計なことをしゃべっているような感じで,それに対する弁護人のリアクションのあり方みたいな話もあったと思うんですけれども,何でもいいんですけれども,何か印象に残っていることとか,こうしたらいいんじゃないかとか何かありますでしょうか。

【4番】 証人尋問で被告人の息子さんが証人に立たれたんですね。被告人の証人として息子さんが立たれたんですが,そこでいろいろと述べたんですが,それに対しても自分たちが評議をするのにちょっと困った部分がありまして,要は被害者の方の証人みたいのでしたら意外と評議がやりやすかったのかと思うんですが,被告人が,もちろん傍聴席にもしかしたら被害者の家族の方もいるかもしれないんですが,来ているにもかかわらず証人に立ったということで,その辺が自分たち裁判員としてはちょっと戸惑いというか,何か切ないというか,ちょっと言い方が難しいんですが,そういうことがありました。

それで,モニターに関しては,いろいろと被告人が写っているモニターだったんですが,自分の事件は結構高齢者の方だったので,自分の母親と同じ

年齢ぐらいの方が多かったんですね。だから、それで自分の母親のことも考えまして、被告人もうちの親に近いぐらいの年齢があったもので、それでちょっと私なんか、やっていてかなり、何て言うんでしょう、評議する中でいるいろ戸惑いが一杯出てきた面がありました。以上です。

【司会者】 今,証人尋問の話もあったと思うんですけれども,量刑が主な争点になった事件の方は,被害者だとか関係する人の証人尋問をしていないんですけれども,証人で来た方が良かったとかそういった感想とかありますでしょうか。

【7番】 ちょっと質問の趣旨からずれるかもしれないですけど、私の場 合,麻薬で,知っていたか,知らないか,聞いていたか,聞いていないか, 聞いた、言ったと言っているんですが、ただ、弁護人や検察官とのやり取り の中で、何か作戦があるっぽいんですけど、作戦というのは、何か言った時 期が違う,そのときはそこにいなかったはずだみたいなところで最後崩そう とか、「私はあのときにアパートで聞いたんだ」なんだけど、そのときはその アパートはまだできていなかったとか,そのときはまだ引っ越していなかっ たとか,最後そういうところで突っ込まれて何か破綻しちゃうみたいな,そ んな筋書きっぽいんですけど、そういうのって我々が聞いていても分からな くて、何でこの日というのに非常に、要するに、最初聞いていると、別にい つ聞いたって,その日聞くのと3日前に聞くので何か違うのかなと思ってい ると,実はその日はまだ引っ越していなくてそこにいなかったとかですね。 細かくちょっと僕、記憶曖昧ですけど、要するに理論の矛盾を突くことで、 結局、証拠ってないので、言った言わないの世界なので、言ったことの矛盾 を突くような作戦だったぽいんですけど、そういうのって分からないので、 最後そこが言いたかったのかなとか分かったりするんですけど。

要するに、言っている内容が、日本語は分かりますけど、なぜ聞いているかが分からなかったりすると、ちょっとついていけなくなったり、最後、そ

のアパートってまだなかったのというオチがちょっと分からなかったり。

【司会者】 要するに、尋問を聞いている途中は何で聞いているのかよく 分からないということですね。でも、最後に分かったというのは、尋問を聞 いていて分かったのか、それとも何か裁判官か誰かの説明があったのですか。

【 7番 】 最後,ああ,何か矛盾を指摘しているんだなということで,ああ,こういうことでやっているんだなというのは分かってきたんですけど。なので,証拠というものがないというか,知っていたか,知らなかったかという案件だと,証拠という意味では分かりにくさがちょっとありました。

【司会者】 ほかの方も,証人尋問や被告人の話したことでもいいですし, 何か感じられたことがありましたら伺いたいと思いますが。

8番の方は、大きく分けて五つの事件があったと思うんですけれども、強盗致傷の関係で証人尋問が行われていますよね。それ以外の事件は証人尋問とかしないで、書類で証拠を調べたと思うんですけれども、そういうのを対比して、証人尋問したから争いはあるということを考えなきゃいけないと思うんですけれども、どっちの方が印象に残ったとか、残りやすいかとか、比べてみて何か違いとか感じましたか。

【8番】 証人尋問に来た人たちが,多分何かに対して不服だったのか分からないですけど,ずっと「分からない,分からない」,ずっとそのやり取りで,聞いている方も完全に飽きるというか,何でお前ここにいるんだよという,単純にそれしか思わなくて。紙だと,目で見て,話した内容を聞いてというので,自分は,証人がいて,会話で覚えていった方がいろいろ頭に入ってくるのかなというのもあったんですけど,多分,来た証人の方が悪かったのか,何も入ってこなかったというのがすごく印象に思いました。

人の記憶というか,やった,やらない,お前はいた,いないとか,さっき7番の方が言っていたとおり,どこで聞いたとか,聞いていないとか,そういうことをずっと話しているような感じで,誰が1番目に入った,誰が2番

目に入ったとか、そんなような証人尋問をずっと、でも、その人は「分からない。お前はいなかった」みたいな感じで。自分は証人尋問の方が頭に入ってくるかなと思ったけど、多分、その人が悪かったのかなというのが印象に残りました。

【司会者】 では、ほかの方、証人の話だけに限らなくてもいいんですけども。 4番の方は、被害者の方の証言も聞けたらみたいな話もされていたんですよね。

【4番】 そうですね。

【司会者】 ただ,これはちょっと事件も事件でしたから。どういったところでそういうことを感じられましたか。

【4番】 確かに自分は裁判中に被告人に対して質問させていただいたんですが、自分は初めての経験だったんですけど、被告人が自分の質問したことに対してもぺらぺら答えてしまうという、自分は弁護人でも検事でもないんですけど、何でも自分にも、友達じゃないですけど、親しい感じでぺらぺら答えてしまうという、その辺で、自分が質問してもすぐ答えちゃうから、それでもいいのかなと、そういう気持ちになりました。

【司会者】 5番の方は、法廷で証拠調べのことに関して印象に残っていることは何かありますか。

【司会者】 スムーズ過ぎて速く進んじゃって分かりにくかった,そういうことはないですか。

【5番】 最初はやっぱり分からないところがあったんですが,まとめていく際に,事件とか起きたことを箇条書きじゃないですけど,まとめて,それで組み立てていったので,ああ,そういうことをしたんだなとか,結果的にはこうなったんだなというのが頭の中で整理しやすかった感じですね。

【司会者】 それは、最後、裁判官の説明があったので奇麗に整理できたという感じなんですか。最後、検察官が何か主張するときに論告、求刑とかしたと思うんですけど、そのときに頭の中が整理されたとか、そんな感じなんですか。

【 5 番 】 そうですね。やっぱ裁判員の方とかの質問とかしてくれる際に話とか聞いていて,ああ,そういうことなんだと。

【司会者】 裁判員同士で議論している中で頭が整理されていったという ことですか。

【5番】 はい,そうです。

【司会者】 6番の方は何かありますか。

【6番】 私のところは、覚せい剤かどうか、それを自分が認識していたかどうかというあれですから、被告人の脳の感じなんですよね、結局。あれは覚せい剤じゃなかった、薬だとか、そういう感じで認識があったとか何か、そういう感じのやつだったので。

【司会者】 原料だと思ったかどうかということですね。

【6番】 そういうことですね。そういうので突き詰めていったんですけど,結局,あそこで聞いていると自分でも整理できないんですけど,終わって,上に上がって皆さんと話して,そこで評議,いろいろと今日のはどうだというようなところでかなり整理ができて,裁判官の人たちと一緒に,そのときにもっと詳しく説明してもらえるので,そっちの方が自分の方の頭に入る整理が少しできたかなという感じで,裁判のところでやって聞いているときには,ただ聞くだけという感じで,頭の整理というのはなかなかその場ではできなかったですね。

【司会者】 本当は法廷で見て聞いているところで頭に残れば望ましいという考え方もあると思うんですけれども、それは流れが速かったんですかね。 頭に残りにくかったのは自分でどうしてかなと思い当たるようなことはあり ますか。

【6番】 ただ、私の方のこれに関してはもう完全に証拠というと、そこのやつより、ものはあるんですけれども、それが、ですから、入れたときに考えですよね、持ってきたやつが薬なのか、薬物なのか、その認識があったかどうか。薬でずっと通していて、それで私たちが、じゃ、薬を持ってきたんだなということになれば、関税法違反というのは全然なくなってしまいますからね。

多分そういうのは被告人の方も3回ぐらい捕まっていますので,うまくそれをどうにか薬の方でやろうやろうという感じで,最終的に薬で通れば,成田に1泊ぐらいして釈放というか,出られるような言い方もしていましたので。だから,その辺だけ,証拠といっても,肝心な頭の意思だけなので,ちょっとそこで聞いていても整理がなかなかつかないで,皆さんとディスカッションで集まったときに,じゃ,この辺はどうなんですかというふうに細かく聞きながらやったのが,私は整理がだんだんついてきました。

【司会者】 1番の方,証拠調べ辺りで印象に残っていることが何かありますでしょうか。

【1番】 あまり印象に残っていることはないんですけど,量刑を決める裁判だったので,刑を重くしたい側と軽くしたい側みたいな形で,そんなに印象には残っていないんですけど,一つ印象に残っているのは盗んだお金の使い道で,弁護側も本人も言わなかったんですけど,最後に検察の人が「そのお金でキャバクラ行きましたよね」って一言突っ込んだ,その一言だけが妙に記憶に残っていて,それで心証を悪くしたいという検察の意見だったと思うんですけど,結構自分の中ではその一言だけが検察側の言葉では頭に残っているという感じですね。

【司会者】 ありがとうございます。

主に検察官や弁護人の説明やその証拠の内容の説明の仕方、プレゼンの仕

方の話を一通り伺ってきたんですけれども、検察官、弁護士さんの方で何か この段階で御質問や、あるいは経験者の方から発言があったことについて、 何かありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【検察官滿生】 主に否認事件を担当された方たちに聞きたいんですけれども、検察官が被告人とかに反対質問とかで追及していて、それによって、ああ、被告人はやっぱり言っていることがおかしいなとか、やっぱり検察官の主張の方が正しいんだなという、その心証みたいなものを検察官の反対質問を聞く中で感じることってできましたか。

検察官の質問が効果的だったかどうかというところなんですけれども、そこについてその当時どういうふうに感じられたか、率直な感想を聞かせていただきたいなと思います。

【7番】 私は感じることができました。もちろん,お茶運んで高額な報酬をもらえるわけないとか,お茶運んで何でコインロッカーで受け渡ししなきゃいけない,そういう先入観ももちろんあったかもしれないんですけど,丁寧に,例えば普通の空輸で送ったときは1000円なのに,これはなぜ100万円なんですかとか,一つ一つ,一般的にそうでしょうじゃなくて,細かい検証をずっとされていたので,そういう意味でいくと,一般的に常識的にあり得ないじゃんだけじゃなくて,数字でというとあれなんですけど,郵便の場合は幾ら,宅急便の場合は幾ら,あなたに頼んだら100万円みたいな,本当に100万円だったか80万円だったか忘れちゃいましたけど,そういうふうに非常にロジカルに質問されたりしていたので,私はそういう面では感じることができたのかなと思います。

【8番】 自分も、言っていることに対して感じることがすごくできた方でした。強盗に行く際に包丁等を持っていったりとか、ナンバープレートを替えたりとかということをやっているのに、被告人が「強盗だと知らなかった」みたいなことも話していたので、自分もいろんな概念を入れちゃいけな

いとは思いつつも,そこまでしていて,実際にその強盗の現場にも入っているのにもかかわらず,強盗をやっていることを知らなかったみたいなことも言っていたんですけど,そこまでしていたら分かるのかなというのはすごく聞いていて感じました。

【司会者】 事実関係で争いがあった事件,2番の方,何かありますか。 なければないで別に構わないんですけど,検察官の被告人に対する質問が効 果的だったかという,簡単に言えばそういう質問だったと思うんですけど。

【検察官滿生】 逆に言えば,分かりにくかったとか,こういうふうにすれば良かったということもあれば。

【司会者】 辛口なコメントも何かありますでしょうか。特に印象はないですか。

【2番】 うちの場合は、共犯者が最初はひったくりには同意したけれど、強盗は拒否していたということなんですけれど、結果的には深夜で強盗になっちゃったわけなんですけれど、そのとき、ひったくりには応じていた共犯者だったのでというので、それには応じていたということは確かに分かりやすかったんですけれど、そのときの質問方法もそうだというふうな感じを印象付けていました。

それでも結果は結果だったので,結局は,同意していたか,同意していなかったかという焦点に関して言うならば,同意していたということになっていたので,あとは被告人がどういうふうに返ってくるかというふうになると,ちょっと違うといった感じでしたね。

【司会者】 6番の方は、検察官の質問、良かったか、悪かったか、何か 印象に残っていることはありますか。

【 6 番 】 印象は別に何も,変な話,弁護人の話も検事の話も別に深い印象はほとんどなかった。申し訳ないんですけど。

ただ、最初に自分の頭で消さなきゃいけないなというのは、被告人はやく

ざだったというのがもう第一に頭に入っちゃっているんですね。そういうのをどうやって抜いて、普通のやつをするかというのが一番自分としては大変だった。最初にもうその人がやくざだということで、2回も3回も薬物の方で捕まっていますので、そうするともう最初から犯人だ、こいつはやっているんだというふうに思っちゃうと、これはちょっと具合が悪いんじゃないかということが自分に最初に頭にあった。

それを、じゃ、どうやって抜いて、書類の中にいろいろと話したとか、最初に捕まったときに調書を取りますね。その文とか、そういうので読みながら推察するしかなかったんですけれども、そこが一番、自分としてはそれをどうやって少し抑えて、取り除いて臨むかというのがつらかったです。

【司会者】 弁護士さん、何かありますでしょうか。

【弁護士菅野】 検察官それから弁護人の説明が分かりやすかったかということではなくて,ちょっと伺っておきたいんですが,1番と3番と8番の方に,これいずれも共犯事件で,全員を集めるということではなくて,1番と8番は共犯がほとんど分離をされて,一人だけやったと。それから3番は,3人やっているんですけれども,判決を見ると,一番の主犯格が全く出てきていないというような感じになっているので,この辺は,そういう形で皆さんの方で全体像が理解できたのかなということをちょっと,ですから,もう少し集めるとか,やっぱり責任者クラスの人は出てきてもらって話をしてもらうみたいなことが,もしかしたら分かりやすさのためには必要なんじゃないかなというふうに弁護人としては思うんですが,事件を担当していませんので,はっきり申し上げて本当に推測だけの話なので,1番と3番と8番の方にその辺り,疑問を持たれたり,もう決まっちゃっていることなので変更はできないんですけれども,むしろこういう人が来てくれた方が分かりやすかったみたいな,もし感想があれば伺っておきたい。

【司会者】 後から振り返って思っていることだと思うんですけれども。

【弁護士菅野】 そうです。

【司会者】 そうしましたら,順番に伺っていきたいと思います。 1 番の方,何かその辺について,ご意見ありますでしょうか。

【1番】 確かに、被告人一人の裁判だったので、共犯者の人間関係、弁護側から、そういう方面からは分かるんですけど、実際本当に誰が主犯で、どうだったかというのは目では見ていないので、本人たち全員集めたところを見ていないので、確かに今考えると、そういう面では分かりづらいところはあったのかなというのは思います。

3番の項目になっちゃうのかもしれないですけど、評議についてのところで、量刑を決めるときに、一人だけ裁判が済んで刑が決まっている方がいたので、特に僕は、その人の刑が基本になって、その人プラスアルファなのか、マイナスなのかというところが判断材料の第1みたいなところになっていったような気がします。

それが横一線で同じ時間帯に共犯者がみんな裁判が進んでいって,結果が 出たときに,ばらばらにやっていたら,もしかしたら主犯格と言われる人の 方が量刑が短くて,下っ端の運転手役的な人が逆に刑が重くなっちゃうかな という弊害は出てくるとは思いました。

【司会者】 3番の方はいかがでしょうか。共犯者全員,首謀者みたいな人を集めて裁判やった方が全体像が分かりやすかったんじゃないかとか,そういった質問だったんですけれども。

【3番】 おっしゃるとおりです。はい。一番主犯格のMさん,それともう一人,ちょっと使いっ走りみたいなIさんとか,あとちょっと隠れていたマンションの女性の方とか,そこから包丁を持ち出して犯行に及んだとか,そのマンションの女性の方とか全く資料も何も出てきていませんし,それとあと,主犯格と思われるMさんは当時未成年,使いっ走りのIさんも未成年ということで,今回,表面には出てこなかった。

ただ,もっとその人の状況も知りたいし,そこにいてくれたら,同じ被告人の席にいてくれたら,もっと私たちの気持ちも出しやすかったというのはありますけど,それは無理なことだと言われたので,「未成年なので,それは申し訳ないですけど,そこまでにしてください」と言われましたので,はい,諦めました。

【司会者】 ありがとうございます。では,8番の方。

【8番】 自分が思ったのは、証人に来た方というのは、自分のときももう全部刑が決まっていて、さっき言ったとおり、多分不服だったんだと思うんですけど、何言っても「分からない」と言うから、聞いている自分たちの方が分からないみたいな感じで、公務執行妨害があったときに警察の方も証人として来られていたりして、言うことがみんな違っていたので、そこはまとめてから多分話しているとは思うんですけれども、何かもうちょっと話を詰めての方が聞きやすいのかなというのはすごく単純に思いました。

本当に検察官と証人の方のやり取りだったり、弁護士と証人の人のやり取りだったりというのが、何か言うことが全部違っていたりとか、今まで言っていたことが今になって違うとか、何かそんなのでこんがらがるというのも一つあったのかなと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。

(休憩)

【司会者】 後半は、ちょっと時間も限られてきましたし、基本的には裁判官からの説明だとか評議の場面での話ということですね。法廷での手続に関する裁判官の説明は理解できましたかというのは話題事項にも書きましたが、評議以前の段階の説明ですね、裁判官の説明でどうだったのかということでもいいですし、あと評議ですね。評議について積極的に参加できましたかという質問、話題事項でも挙げさせていただきましたし、あと、最終的な結論を出すところは難しかったですかとという点。起訴されている犯罪事実

が複数あったために刑を決めることは難しかったということはありましたかということで,特に量刑検索システムというのがあって,多分何らかの形で皆さんに裁判官の方から示されたと思うんですけれども,なかなか複数の事件というのがピンポイントにヒットする感じにはなっていないと思うんですね。ですので,そのときにどういうふうに量刑を決めたらいいのかという悩みみたいなものもひょっとしたらあったのかもしれないなという問題意識から,ちょっとこういった質問もさせていただいたんですけれども,その点に限らず,評議,あるいは裁判官からの説明などで何か印象に残っている点,これは良かった,あるいはこれはこうしたら良かったんじゃないかとか,何かありましたら率直なところを伺いたいと思いますが,いかがでしょうか。

【1番】 実際,裁判長とか裁判官の方にお会いして,評議,ほかの場所でお話ししてみると,僕らがイメージしていたテレビの世界で見る裁判長とは随分違って,庶民的にいろいろお話もしていただいたし,量刑もちゃんと,こういう事件には何年から何年までという説明と,合っているかどうか分からないんですけど,複数だからといって,それを2倍,3回やったから3倍にできるわけではないという,そういう説明もちゃんとしていただき,裁判長の方から検察官や弁護人が述べたことに対しても一応説明とかもしていただいて,非常に分かりやすかったですし,率直に,裁判長とか裁判官の方って結構庶民的なんだなという印象をまず最初に受けました。

本当に普通にみんなで意見交換ができて、決められたのかなという印象は あります。

【司会者】 ほかの方,いかがでしょうか。

【8番】 自分も最初の自己紹介のときに話したと思うんですけれども, ものすごく話しやすい雰囲気を作っていただいて,評議のときも普通に評議 ができるような感じを自分はすごく感じました。

1番の方がおっしゃったとおり、自分も映画とかドラマでしか見ていなか

った部分があったんですけど、評議するときも気楽にというわけではなかったですけど、それぐらい気持ちをきちんとできたのかなというのが印象にあります。

【司会者】 犯罪事実が複数で,何か量刑を決めるときに悩んだとか難しかったとか,そういったことは何かありましたか。あまりそういう印象はないですか。

【8番】 いや、そのときも自分も周りの裁判員だった方も、細かく話したら細かくきちんと話してくれて、さっきも言ったとおり、前の実例みたいなので、こういう事件のときに何年だったよというのも全部見ながら、きちんと話せていけたので、自分はすごく分かりやすかったですね。

【司会者】 あまり難しい感じはなかったんですね。

【8番】 はい。

【司会者】 ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。

【7番】 私も,裁判官の方が素人相手に非常に親切,丁寧にしていただいたなというのがまず印象です。特に私が担当した場合は有無をまず最初に決めて,じゃ,これは有罪だねと言って,次に量刑だったんですけど,そのプロセスもよく説明していただきましたし,あと,みんなの意見をちゃんと聞いていただいて,まとめていただくということで,非常に分かりやすく,そしてまたみんなで参加してできたなというふうに思っています。

あと、評議ですと、どうしても何人かいると間違っちゃったりするんですね。それはその人じゃなかったじゃないとか、それはその日じゃなくて前の日だったじゃないとかってどうしても出てくるんですけど、そういうのも忍耐強く丁寧に諭してくれて。ということで、非常に丁寧にやっていただいたなということで、私もすごく怖い方たちだなというイメージだったんですけど、非常にいい印象を持っております。以上です。

【司会者】 有罪と決まった後,量刑を決めるところで何か難しかったと

か,そういうことは何か印象は特にないですか。量刑判断そのものはなかな か難しいと思うんですけど,犯罪事実が複数だとか,そういったことで,そ こに関して何か難しさとかはありましたか。

【 7番 】 過去の事例を幾つか出していただいて,このパターンだとこういうパターンというのをずっと出していただいていて,範囲はここからここまでですと。今までの判例だとこういうのが多いんですよという中で絞っていくような形を取られて,みんなで参加できて良かったというか。

【司会者】 その辺で難しさは感じなかったということですかね。

【7番】 はい。

【司会者】 ありがとうございます。ほかの方,いかがでしょうか。3番の方。

【3番】 うちのチームも,裁判長さん含めて裁判官さん二人もすごくアットホームな感じの雰囲気を作ってくださって,みんなで御飯を食べながらいるいる話をして,とても良かったです。

あと、私の携わったのは事件の件数も多いし、複数の被告人に判決を下さなければいけなかったんですけれども、今回、同じ地域の同じ小中学校の先輩・後輩のいわゆる事件だったんですね。ということは、当然そこに上下関係というか、そういうのも多分あったんだろうし、同じ地域で今回の被告人とか、事件に関わりのなかった同級生とか周りのちょっと悪い仲間、そういうのも当然傍聴席に来ていたような雰囲気もあったんです。

なので、判決を下すときに、その被告人の立場とか、更生して出所してからの人間関係というのをすごくみんな心配しながら、懲役何年、懲役何年というのをすごい慎重に慎重に話し合いました。

【司会者】 ありがとうございます。今まで1番,8番,7番さん,3番さん,順番で伺いましたけれども,ほかはいかがでしょうか。2番さん,ありますでしょうか。評議一般,裁判官の説明一般で結構なんですけれども。

【2番】 グラフにされていたのが一番良かったですね。それで、もしもこの刑にした場合はこれまでになって、あと覚せい剤をプラスしたらこれくらいの年数になるというふうに、あとはもう多数決、何個か区切りを付けて多数決を取る形になったんですけれど、それでみんなで話し合った結果、手を挙げて考えるという場が与えられて、それが一番分かりやすくて、あと納得できる形で終われたと思います。

【司会者】 グラフは強盗致傷のものだったということですかね。

【 2 番 】 ええ。

【司会者】 ほかの方はいかがでしょうか。6番の方はいかがですか。

【6番】 私どものときは結局、感情的なのは一切ほとんどなかったんですね。殺人とか、そういうことじゃなくて、ただ覚せい剤の密輸とか輸入のあれだったので、そういう点は冷静にやったんですけれども、ただ被告人が、じゃ更生できるとか、出所したときにどうなるんだとか、親がどのぐらいの年だとか、このぐらいになったら、十何年も入ったときに、出たときに、じゃ親が引受人になってくれるのかとか、そのような心情的な生活面とか、そういうのをかなり話し合ったんですけれどもね。

【司会者】 密輸の事案にプラスして,自分で覚せい剤を使用したという 事実がくっついて起訴されていた,裁判の対象になっていたと思うんですけれども,その辺で何か悩んだとか,あまりそういうことはなかったですか。

【6番】 そうですね。

【司会者】 評議で何か感想はありますか。

【6番】 すごく分かりやすく丁寧に,苦労しているんだなという感じがありありと分かりました。私たちに分かるように,質問したときにも本当に私たちに分かるような説明の仕方をしていただきました。その辺はすごく助かって,初めてでもゆったりとした感じでできたという気がします。

【司会者】 5番の方はいかがでしょうか。

【5番】 6番の方がおっしゃっているとおりに,本当にスムーズに進んだというところがありまして,分かりやすく説明してくださったところがありまして。

【司会者】 量刑の判断をするときに何か難しいことはありませんでしたか。犯罪事実が複数あるということで。

【5番】 特にはありませんでした。分かりやすく,では,こうしましょう,みんな裁判員の方とも話し合って出した結果で,スムーズに話が進んでいったというのが印象に残っています。

【司会者】 4番の方はいかがですか。

【4番】 やっぱり皆さんと同じで,裁判長の方たちが緊張させないように最初にいろいろと自己紹介など,いろんな自分の趣味とかも言っていただきまして,それでそれぞれみんなが趣味やいろいろなことを話しまして,それで本当に団らんみたいな形で最初進めることができました。

最終的にその刑を決めるに当たっては、裁判長の方がスムーズに説明していただいたので、被告人は結構何でもしゃべってしまったんですが、最初は自分は戸惑ったところがたくさんあったんですけど、裁判長のいろいろな説明や言葉に対して、刑を決めることができたと思います。

【司会者】 4番の方の事件は、強制わいせつの事件だけで6件あって、強制わいせつ致傷が1件あって、あと窃盗罪1件ということで、わいせつの事件だけでも7件あるんですけれども、7件もあるということで、量刑検索システムというのをやっても、7件ぴったりはそうなかなかないんじゃないかな、私、調べたわけじゃないんですけれども、その辺で何か難しさみたいなのはなかったですか。

【4番】 今までの強制わいせつのデータみたいのは見せていただいたんですが、確かに7件もあったんですけど、結局、自分たちが裁判員をやる前にもその事件は別の裁判所で裁判をしていまして、それで確か被害者の方が

けがをされたということで、自分たちが裁判員をやることになったと思うんですね。だから、最初のうちにいろいろと別の裁判でやっていたので、その辺ではそういうデータがありましたので、ある程度の状況は分かっていましたので、その辺では分かりやすかったかなと思います。

【司会者】 強制わいせつ致傷のデータがあれば,それを基に判断することはそんなに苦労はなかったということですか。

【4番】 そうですね。だけど、苦労はなかったと言うんですけど、やっぱり被害者の方からの手紙での言葉で、被告人に対しては「私が生きている間は刑務所に入れてもらいたい」という、そういうのがかなり多かったので、その辺で、正直なところ、決めるときに悩んだというのも一つあります。

【司会者】 数の多さというより、被害者のそういう気持ちをどう考えるかということですね。

【4番】 そうです。

【司会者】 ありがとうございます。

時間の関係もあるんですが,まず,今日出席されている裁判官の方から何か裁判員経験者の方に質問したいとか,今,裁判官の説明の話,皆さん好評な話で,残念ながら私が裁判長をやった事件がないのは残念だなと思って聞いていたんですけれども,何かありますか。

【裁判官中馬】 好評な意見で,私も担当していないんですけど,うれしかったんですが,逆に,ここをもうちょっと説明してほしかったとか,そういう点を何か感じられている方,いらっしゃったらちょっとお聞かせください。

【司会者】 いかがでしょうか。裁判所だからって全然遠慮されることはないと思いますので,あえて言えばということでおっしゃっていただいても結構ですので,いかがでしょうか。

【8番】 裁判官の方が言っていることに対して,自分たちはその方向に

すべて言葉を向けられているのかなというのは感じましたね。

やりやすさとかいうのはすごくあるんですけど、結局、すべてもう決まっていることに対して、自分たちはそれに乗っているだけなのかなというのも、何かそういうふうに感じたのは、刑だったり何だったりというのは、裁判官の方たちの中ではもう決まっているのかなというのは、話していたりして、すごく感じましたね。

【司会者】 何か具体的にこういった場面でそういうことを感じたというよりは,全体としてそんな漠然とした印象を持った,そんな感じなんですか。

【8番】 そうですね。結局,刑を決めるときも,決め方なり何なりって あるとは思うんですけども,裁判員の方が,じゃ,みんな無罪だと言ったら, そういうふうにはならないみたいな感じじゃないですか。極論で言ったら。

【裁判官中馬】 多数決の決め方なんですかね。

【8番】 決め方というのはすごく良かったとは思うんですけれども。

【司会者】 評決の過程でね。

【8番】 意見を交換するときとかも、法に関しては無知な人間の人たちが集まっている中で、そういうふうに話を進めていっているのかなというのは思いましたね。

【司会者】 ありがとうございます。

そうしますと,時間の関係もあるんですけれども,今度,検察官や弁護士さんの方で,後半の話題事項について裁判員経験者の方に何か質問等ございますでしょうか。

【検察官滿生】 複数の事件の量刑を決める上で、検察官が提示した論告 メモというのは、評議に当たって使いやすくできていましたか。例えば3番 さんとかだと、一人ごとでまとめてほしいということをおっしゃっていて、 多分そういうのがあった方が更に分かりやすかったと思うんですけど、そう いう観点から、評議での論告メモをこういった複数の事件を示すに当たって、 どういうふうに活用できたか,若しくはちょっと使いにくかったか,何かそ ういった点があれば教えていただきたいと思います。

【司会者】 いかがでしょうか。検察官の論告メモ,評議に当たって役立ったのか,役立たなかったのか,その辺いかがでしょうか。

【検察官滿生】 個人的に聞きたいのは,先ほど,密輸と覚せい剤使用一発の事件を確か担当された方がいたかと思うんですが。

【司会者】 6番の方ですね。

【検察官滿生】 覚せい剤の使用というのが量刑を判断するに当たってどういうふうな位置付け,あっても,なくてもあまり変わらないでしょうという感じだったのか、そこら辺はどんな感じだったのかなと。

【6番】 その辺はあまりなかったですね。密輸,違法輸入の方が主流だったですね。10にしたら1ぐらいですかね。9がそっちの違法輸入ですね。

【司会者】 密輸の事件の方が重い事件だったので,そっちが中心になった,そんな感じなんですかね。

【6番】 そうですね。

【司会者】 有罪か無罪かはということですね。

検察官の論告メモ、評議で役立ったか、どれぐらい使ったのか、そんな御質問だったと思うんですけれども、何か印象に残っていることがありましたら伺いたいと思います。

【 2 番 】 私の場合,わりとすっと行って,2 名だったので,二人とももう分かれていたんですよ。そのときって。だから分かりやすかったので,ごちゃごちゃになることはなかったですね。そこが良かったです。

【6番】 あと私の方は、事情聴取ですか、あれを大分討議してやって、 それで本当か、本当じゃないかというのがかなり役立ったというか、それは やっていました。最初に冷静に、結局2回か3回、事情聴取というのは捕ま ったときにやっているので、そこで、これが本当にきちんとした証拠になる んだよというのは、分かる、分からないということで、知っていてそれだけのものをしゃべったから、これは事実だろうというような感じで。ですから、それはすごく私は助かりました。

【司会者】 論告の方はそういった指摘が役立ったということですか。

【6番】 はい。

【司会者】 弁護士さんの方で何かありますか。

【弁護士菅野】 量刑評議の点なんですけれども,今日御参加いただいた 方は皆さん真面目で素直過ぎるというふうに弁護士からは感じました。

正直なところ申し上げて,裁判員裁判で証拠で有罪無罪を認定するというのは,裁判官と皆さんと対等にできるんですね。証拠を見て,間違いないかどうかというのを判断する。ただ,実際の話は,すべてが否認事件ではありませんので,8割とか,それこそそのくらいの比率がもう事実を認めた上で,刑をどうするかという,今回もかなりそういう事件ですよね。

それで一つ,また参加してもいいという方がほとんどだったので,お願いを含めて申し上げると,量刑をどうするかというのはすごい屁理屈みたいなのがあるんですよ。いわゆる専門家からすれば,屁理屈ではないですけど,理論があって,その枠内でやらないと,被告人にとってどんな不利益だとか不公平感が生じたりするという前提があるので,事実認定のように自由には,はっきり申し上げて,やれないんですね,皆さんが参加しても。

それで、それを裁判官が丁寧に説明されて、皆さんも、ああ、そうなんだということで量刑評議されるんだけど、私からすると、あんな短い時間で裁判官が説明をして、量刑をどう決めるかを皆さんが本当に納得して理解されているのかというところに疑問があるんですね、正直なところ。理解されている方もいらっしゃるかもしれないけど、もうちょっと量刑評議をどうやるかというところの裁判所の説明というものを、やはり少し時間を掛けるのと工夫をする必要があるんじゃないかなというふうに弁護人は思っていると。

別に判決が悪いとか、そういうんじゃなくて。

それで皆様分かっているように思っているけど、単純に申し上げると、例えば先ほどの3番の方、これは大変だったと思うんですよね。だけど、単純に考えると、十何件あるわけですよね。被告人がもちろん全部十何件じゃないけど、9件ぐらい関与している人もいるし。そうすると、1件ずつ決めていって、それを単純に足していくと、どうなるのかと。それを刑法の理論だと30年までしかいけませんから、30年超えたら、30年にしちゃってどうして悪いのみたいなね、そういうふうなことを皆さんの方で思ってもおかしくはないと思うんですね。

ところが、検索システムの表というか、量刑傾向を出すと、そこまで行かないですよね、実際の話は。それで、実際は量刑傾向を皆さんの方で裁判官の方から示されて、それを前提として、その中に収まるのかとか収まらないのかとか、いろんなそういう協議して決めていただいていると思うんですね。だから、実際はそうなんですけれども、皆さんが参加をした以上は、それでいいのかという問題点はやっぱり多少残るんじゃないかと。

それから,せっかく参加いただいたので,そういう決め方でいいのか,悪いのか,その辺のところも是非今後は理解をしていただいて量刑評議に参加をいただければ,もう少し納得された上での量刑評議ができるんじゃないかな。

特に8番の方がおっしゃったのは、一つの見方としては、いや、終わってみたら、やっぱり裁判官が示されたところに落ち着いていたねみたいな、そうすると、その前提がまだ皆さんのところで、そこに落ち着いたことの、なぜ落ち着いちゃったのかというところが十分に理解まで行っていない、はっきり言うとですね。

それは本当に短い時間でそんなこと全部を理解してやれよというのは, 元々無理だというふうには思っているんですけれども,ただ,参加していた だいて、法律でそうなっている以上は、できるだけ皆さんの方にそういう形で量刑評議にも裁判官と対等に議論してほしいと。

ただ、実際の話は、私が言ったように事実認定は対等にできるんですが、 量刑評議は正直言ってなかなか対等にできないという、それを前提としても う少し裁判所としても工夫していかないと、ちゃんとできているんだけども、 本当に理解をした上でそういう刑に至っているのかというのは、ちょっと弁 護人としては若干疑問があるということで、その点について、今後また参加 することがあったら、その点について皆さんの方で気を付けて参加いただけ ればなというふうに思います。

【司会者】 時間ももう押してきましたので,3番目の評議のところも終えまして,4番目ですね,これから裁判員になる方へのメッセージ,裁判員としてそれなりにいろんな負担感もあったと思うんですけれども,そういったことも含めて何かメッセージがあれば,時間の関係がありますので,簡潔に伺えたらと思います。

自己紹介は1番の方からやっていただきましたので,今度,8番の方から順番にお願いします。

【8番】 自分は単純に、評議の場とかでももっと自分の意見を言えていけたらなというのは、裁判員になった方にすごく思いますね。本当に重く考えないで、ま、軽く考えると言ったらあれですけど、考えないで来ていただいた方が、すごく自分のためになることだと思うので、というのは思いますね。

【司会者】 ありがとうございます。7番の方,お願いします。

【 7番 】 私もですね,これかなり拘束されちゃったりするので大変だとは思うんですけど,多分一生に1回とかの,2回か,いや,多分一生に1回だと思うので,非常に勉強になったというか,いい経験になるので,大変なことばっかりじゃなくて,いい経験になるという観点と,もちろん参加する

意義もあると思うんですけど、そういう観点からも一つ前向きに捉えていただければいいんじゃないのかなというふうに思いました。以上でございます。

【司会者】 ありがとうございます。6番の方,お願いします。

【6番】 私も最初は、きっと嫌だな、これは外れればいいなと思ったら当たっちゃったので、これは大外れ。ただ、やってみて、最後終わって、あ あ、これはやって良かったなという気持ちです。

【司会者】 ありがとうございます。5番の方,お願いします。

【5番】 そうですね。私も同じ意見でして,最初は嫌だなという気持ちは正直ありました。でも,経験したことによって自分にプラスになったと思いますし,あと,いろんな方たちとのコミュニケーションも取れますので,すごく良かったと思います。

【司会者】 4番の方,お願いします。

【4番】 自分も皆さんと同じなんですが、やって、いい経験をしたと思います。これから裁判員をやられる方に対しては、やりたくない人もいるかもしれませんが、やってみると、自分のためにいい経験になりますし、多分めったにやれないと言ってはあれなんですけど、なかなかやれないことなので、緊張せずに、裁判長の方も結構家族みたいな形で話していただけるので、一生懸命やってもらいたいなと思います。以上です。

【司会者】 3番の方,お願いします。

【3番】 皆さんと同じで,一生の中ですごくいい経験になると思いますので,やれる環境にある方は是非やってみたらいいかと思います。

と同時に、4番さんがおっしゃっていたんですが、皆さん緊張は絶対すると思います、初めてのことなので。今回もそうだったように、担当の裁判長さんとか裁判官さん、とてもいい雰囲気作りをしていただいて、緊張しないで成し遂げることができたので、引き続きこれからもそういう雰囲気作りをよろしくお願いしますということで。

【司会者】 2番の方,お願いします。

【2番】 初めてということもありますし、本当に自分ではなくて他人のという感じを持って、不安や恐怖とかもあると思いますけれど、でも、今まで知らなかったから、その人が犯罪に走ってしまったのではないかという心もありますし、素性をちょっと知るというだけでもいい経験になると思います。これから裁判員になる方へのメッセージとしては、知らなかったで済まさないで、知りたいと思う積極的な心があれば、それで納得できると思うので、頑張ってください。

【司会者】 1番の方,お願いします。

【 1 番 】 今日参加された方は,参加してもいいですよという意思表明をしていらしている方なので,比較的協力的な意見だとは思うんですけど,僕も一生に一度だと思うので,やってみた方がいいという印象は,終わって,あります。

印象が良かったから,今日この場にもいるということにはなると思うんですけど,ちょっと選び方というか,裁判員の選び方で,皆さん拘束された時間が,僕は多分短かった方だなと話を聞いて思うんですけど,長い方になると結構大変なので,最後,裁判所に呼ばれて,今回の事件はこれですみたいなテロップが出て,その中から何人か,8人でしたっけ,選ばれると思うんですけど,裁判所に来る前に何か大まかな,事件の内容は当然言えないんでしょうけど,こんなような事件で拘束日数は何日ぐらいですみたいな,知らせが来ちゃうと来ない場合もあるんでしょうけど,分かった方がいいのかな。来て,この事件ですと言われるよりは,大まかなものが分かった方がいいのかなというのもちょっと思いましたし,最後,僕が選ばれたときも,番号でこの人が選ばれましたというのがいきなり出たんですけど,自分たちでくじ引きしたわけでもないですし,選んだわけでもないので,ちょっと公平に選んでいるのかなという疑問はそのときにありました。

まして僕が担当した事件は同じ市内の事件で、僕の出身の学校の隣で起きた事件だったので、事件が出たときに、あっ、これは選ばれるなという何か直感があったんですね。案の定選ばれたので、その辺が、本当に公平に選んでいるのかなという疑問はそのときは思いました。

【司会者】 最後の無作為抽出というか,作為的なことはないことは間違いないとは自信を持って断言できるんですけれども,そういうことを感じられたということですね。はい。

それでは,裁判員としての大変な職務を果たされた上に,今日,貴重な時間を割いてこの場に参加していただいた8名の方にお礼を申し上げたいと思います。

今日頂いた御意見をまた我々法律家,専門家の方で生かして,裁判員裁判のよりよい実務が実現できるように生かしていきたいと思います。本日は本当にどうもありがとうございました。 以 上